

学校施設開放に関する管理運営規約

仙台市立沖野東小学校施設開放管理運営委員会

(目 的)

第1条 この規約は、仙台市教育委員会の「仙台市学校施設の開放に関する規則」及び「仙台市立学校施設の開放に関する実施要項」に基づき、学校施設を学校教育に支障のない場合に限り、幼児及び児童の安全な遊び場として、また地域の社会体育及び社会教育の振興を図り、健康都市の推進に寄与することを目的として、利用するための運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設開放管理運営委員会)

第2条 学校開放事業の円滑な管理運営を図るために「仙台市立沖野東小学校施設開放管理運営委員会（以下管理運営委員会という）を設け、事務局を仙台市立沖野東小学校に置く。

(組 織)

第3条 管理運営委員会の委員は次の関係団体等の代表者をもって充てる。

- (1) 学区民体育振興会
- (2) 町内会
- (3) 父母教師会
- (4) スポーツ推進委員
- (5) 学校関係者
- (6) その他必要な団体

(業 務)

第4条 管理運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 利用計画に関すること
- (2) 利用調整に関すること
- (3) 利用団体に関する管理指導に関すること
- (4) 学校開放施設の管理に関すること
- (5) 記録（利用日誌等）の保存に関すること
- (6) その他費管理運営に必要な事項

(役 員)

第5条 管理運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 事務長 1名

2 委員長は、管理運営委員会を代表し、会議を招集し議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその業務を代行する。

4 事務長は、本会の事務を統括する。

5 管理運営委員会に、委員長委嘱の書記を置くこととする。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員の再任は妨げない。

(会議)

第7条 管理運営委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(議事)

第8条 管理運営委員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同のときは議長が決するところによる。

2 管理運営委員会での決議を学校長に報告し、承認を得なければならない。

(管理員)

第9条 管理運営委員会は学校施設開放を行うにあたり、管理員を置くものとする。

(管理員の任務)

第10条 管理員は次のことを行う。

利用期間中は、利用者の活動が正常かつ円滑に行われるように危険防止及び施設・設備の管理にあたること。

(2) 利用期間中に事故が発生した場合は、速やかに管理運営委員会及び学校長に報告すること。

(3) 利用終了時においては、清掃指導にあたること。また、学校施設・設備の異常の有無を点検し異常があった場合には現状に復するよう指示すること。

(4) 利用日誌に必要事項を記入すること。

(利用施設)

第11条 利用できる施設は、屋外運動場、体育館とし、使用期間は別途定めるものとする。

(活動の制限)

第12条 政治的・宗教的活動及び営利を目的とする事業並びに学校教育に支障があると認められ活動について制限する。

(利用の手続き)

利用の手続きは次のとおりとする。

(1) 利用申請 学校施設を使用しようとするときは、所定の申込書に記入し使用希望日の10日前までに事務局に申し込まなければならない。

ただし、年間を通しての利用登録者はこの限りでない。

(2) 利用許可 利用の可否については、利用登録団体2日以内の利用については学校長が、利用期間3日以上の使用については仙台市教育局スポーツ課長が承認する。

(3) 利用取消 学校長及び仙台市教育委員会は利用許可の取り消しをすることができる。

(利用上の責任)

利用者は、学校の施設・設備を故意又は過失により破損及び忘失したときは、弁償の責任を負うものとする。

2 人身事故については、すべて利用者又は当事者間の責任とし、管理運営委員会はその責任を負わない。

附則 この規則は平成16年 4月 1日から施行する。

附則 この規則は平成27年 2月18日から一部改正施行する。

附則 この規則は令和 元年 6月20日から一部改正施行する。

附則 この規則は令和 5年 4月 1日から一部改正施行する。

【参考資料】学校施設利用制度の法的根拠

〈学校教育法 第85条〉

学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関わる施設を開放し、又は学校の施設を社会教育その他公共施設のために、利用させることができる。

〈社会教育法 第44条〉 〈学校施設の利用〉

学校の管理機関は、学校教育上支障のないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用を供するように努めなければならない。

〈社会教育法 第45条〉 〈学校施設の利用〉

社会教育のために学校施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の承認を得なければならない。

〈スポーツ振興法 第13条〉 〈学校施設の利用〉

国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない。

学校施設開放に関する管理運営規約細則

仙台市立沖野東小学校施設開放管理運営委員会

委員の構成（第3条に関する事項）

- 1 参与沖野東小学校校長
- 2 委員沖野東小学校父母教師会会長・副会長
沖野東小学校町内会各会長
沖野東小学校区体育振興会会長
スポーツ推進委員代表
沖野東小学校社会学級運営委員長
沖野東小学校教頭・教務主任・体育主任
学校の認める他の団体各団体代表

第2条 学校施設開放計画（規約第4条の1に関する事項）

- 1 開放の対象とする施設
 - ① 校庭 ②屋内運動場（体育館）
- 2 開放の日
学校運営に支障のない日
 - ① 平日の午後（放課後） ②土曜日 ③日曜日 ④祝日 ⑤休業日
- 3 開放の時間
 - ① 平日は、午後6時～9時（施錠・消灯）
 - ② 土曜日・日曜日・祝日・休業日は、午前9時～午後9時
 - ③ 屋外施設においては、採集活動時刻を日没までとする。
 - ④ 特別な事情があると校長が認めた場合は、上記の時間を変更することができる。
 - ⑤ 開放時間については、原則として当校児童を優先する。

第3条利用団体の許可順位並びに利用調整

- ① 当校の児童
 - ② 社会教育団体（当校父母教師会を優先とする）
 - ③ 上に準ずる公共団体（当学区の団体を優先する）
 - ④ その他の団体（仙台市立学校施設開放規則第6条：スポーツ開放は、仙台市内在住、在籍又は在学する者が10名以上の団体を構成し、かつ当該団体に監督者として成人が含まれる限り承認するものとする。）
- 2 次の個人又は団体の利用は認めない。
- ① 政治的・宗教的団体（仙台市立学校施設開放規則第7条）
 - ② 営利を目的とした個人又は団体
 - ③ その他、学校教育に支障を及ぼす恐れのある団体

利用団体責任者（以下責任者という）（管理員の指導規約第10条）

- 1 責任者及び管理員は、規約第1条の趣旨を理解し、規約第10条により、施設利用者に対して適切な指導と助言を与える。
- 2 責任者は、規約第13条により、「学校施設利用申込書」を、利用10日前まで事務長に提出する。ただし、年間利用登録団体はこの限りでない。
- 3 責任者は、前の利用団体よりキーボックスをとおして、体育館及び校門の鍵と利用日誌を受け取る。使用後は次の利用団体にキーボックスを利用し、確実に引き渡す。
- 4 学校行事などで施設開放を行わない期間は、期間前の利用団体の責任者がキーボックスに体育館及び校門の鍵と利用日誌を届け、期間後は、利用団体の責任者がキーボックスから体育館及び校門の鍵と利用日誌を受け取る。
- 5 体育館及び校門の鍵とキーボックスの鍵を紛失した場合は、直ちに事務局に連絡する。紛失させた利用団体が鍵の取り替えなどかかる費用の一切を負担するものとする。
- 6 体育館及び校門の鍵とキーボックスの鍵を無断で複製してはならない。
- 7 体育館及び校門の鍵とキーボックスの鍵は、各団体の中でも、責任が持てる限られた者数名だけが扱えるものとする。児童生徒には触れさせないものとする。
- 8 責任者は、規約第10条により、施設・設備の破損を発見し又は利用者より報告があったときは速やかに現状に復させるとともに、その状況・処置について事務長に報告する。
- 9 使用中における人身事故や物的事故については、学校及び管理運営委員会はその責を負わない。
- 10 使用者は施設・設備を愛護し、使用承認を受けた場所・用具以外は使用しない。
- 11 校地内での喫煙及び火気の使用は禁止する。
- 12 使用中の飲酒は絶対にしない。体育館での飲食は、原則として禁止する。
- 13 責任者及び管理員は、使用中校地内を巡回し防犯にも努める。
- 14 責任者及び管理員は、使用終了後に巡視・点検をし、施設利用上の異常のないことを確認し、利用日誌に記入後、施錠して退出する。その際、校門（校舎西側）の施錠と通用門を閉めること。
- 15 責任者及び管理員は、使用時において、緊急事態発生するとき、直ちに次に通報するとともに可能な限り応急処置をとる。

◆火災：119番通報（六郷分署289-4365）

◆警察：110番通報（六郷交番289-2054）

◆委員長：別紙参照

◆事務長：学校（285-4641）

沖野東小学校電話 7:45～17:30

（時間外は仙台市教育委員会に転送となります）

学校施設利用上の心得

仙台市立沖野東小学校施設開放管理運営委員会

- 1 学校運営に支障をきたさないよう施設・設備を利用すること。
- 2 使用後は、責任者の指示の下に、後始末と清掃を行うこと。
 - (1) 使用するために移動した物品は、必ずもとの状態に戻すこと。
 - (2) 使用後は、清掃・整地を行うこと。
 - (3) 便所はきれいに利用し、汚した場合は清掃を行うこと。
- 3 危険を伴わないように、準備運動や用具の点検・取扱いに留意するとともに、周辺での児童の遊びには特に留意すること。
- 4 使用中における人身事故や物的事故については、学校及び管理運営委員会はその責を負わないので、安全対策には十分配慮すること。
- 5 学校施設・設備や備品の破損、鍵の紛失については、使用団体において弁償すること。
- 6 ごみは必ず持ち帰ること。
- 7 校地内は禁煙とする。体育館内での飲食は、原則禁止とする。
- 8 利用者の安全や防犯に努め、校地内に無断で侵入し無謀な行為を行う不審者には注意すること。注意しても退出せず危険が予想される場合は、警察に通報すること。
- 9 責任者は、施設利用する際の往復での交通事故や不審者による危害を未然に防ぐため、常に声がけをすること。
- 10 学校の駐車スペースは、状況を判断し迷惑のかからないよう心がけること
- 11 いたずらによる車の破損や盗難には十分留意すること。
- 12 定められた利用時間を守り、速やかに退出すること。
- 13 鍵の受け渡しには特に注意し、利用団体間の連絡を密にすること。
- 14 予定にある時刻のみ施設を解錠し、予定外の解錠は行わないこと。

事故発生時のマニュアル

けが等の場合 ① 救急車を呼ぶ。(必要があれば) ② 応急処置をする。 ③ 保護者家庭へ連絡する。 ④ 医療機関へ連絡・搬送する。 ⑤ けが・事故の原因を分析する。	緊急連絡先一覧 沖野東小 285-4641 六郷交番 289-2054 さくら整形外科 289-2825 西尾整形外科 282-2402 仙台整形外科 288-8900 沖野内科 285-8266 仙台やまと町脳外科 762-5681 にしざわ脳神経外科 263-2026 前田ガラス 285-0397 山木ガラス 289-2026
不審者侵入の場合 ① 状況を確認する。 ② 利用者の安全を確保する。 ③ 警察へ通報する。	
施設・設備の破損の場合 ① 破損状況や当事者の確認をとる。 ② 原状復帰が可能かを確認する。 ③ 学校へ連絡する。	